

財団法人 神奈川県建築安全協会
構造計算適合性判定業務契約約款

平成19年6月19日 制定
平成22年4月 1日 改正

第1章 総則

(総則)

- 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の2から第77条の35の5までの規定の定めるところにより指定構造計算適合性判定機関としての業務を行う財団法人神奈川県建築安全協会（以下「甲」という。）は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を、建築主事又は指定確認検査機関（以下「乙」という。）より引き受けたときは、善良な管理者の注意義務をもって、甲が別に定める財団法人神奈川県建築安全協会構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）及びこの構造計算適合性判定業務契約約款（以下「約款」という。）により当該業務を行う。
- 2 前項において、判定の業務の依頼者が「建築主事」である場合における契約の当事者は「甲」と「建築主事を置く県知事又は市の長（以下「特定行政庁」という。）」とする。
- 3 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第98号）の定めるところによる。

(契約)

- 第2条 契約は、乙が手数料を添えて行った構造計算適合性判定依頼書及びその他の判定用提出図書等（以下「判定用提出図書等」という。）による判定の業務の依頼に対し、甲が業務規程第11条第3項による構造計算適合性判定受付書（甲が受付印を押印した構造計算適合性判定依頼書の写しを含む。以下同じ。以下「受付書」という。）を交付することをもって、この約款により契約が締結されたものとする。
- 2 前項に係る契約に際して、甲がこの約款を執務場所に掲示している場合は、受付書への約款の添付を省略することができる。ただし、乙がその添付を求めた場合はこの限りでない。
- 3 甲と特定行政庁がこの約款に準じて、別に業務契約等を締結した場合はそれによる。

(責務)

- 第3条 甲及び乙は、契約に係る判定の業務を円滑に遂行するため、法並びに業務規程及び約款に定められた事項を遵守する。
- 2 甲は、業務規程の別表第1に定める構造計算適合性判定手数料（以下「手数料」という。）の一覧を執務場所に掲示しなければならない。
- 3 甲は、法並びに業務規程により業務を的確に遂行するとともに、乙からの相談及び業務の進行状況に係る照会等に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 乙は、甲から判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。また、当該申請者に対しても必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、甲が判定の業務を実施するため、甲から指摘された判定用提出図書等の不備等

に対しては、すみやかにこれを補正しなければならない。

- 6 甲が、判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、乙に対してその旨及びその理由を通知したときは、乙は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。なお、次の各号の一に該当するときは、乙は甲にその旨を速やかに通知しなければならない。
- (1) 乙が申請者等に対して適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付したとき
 - (2) 申請者等が定められた期限までに判定用提出図書等を補正しないとき
 - (3) 申請者等が定められた期限までに追加説明書を提出しないとき
 - (4) 乙が申請者等に対して法第6条第13項、法6条の2第9項又は法第18条第12項の規定による適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付したとき
- 7 乙は、建築主が直接甲に対し判定の結果及び方法の説明並びにそれらに係る図書の開示を請求することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第2章 業務

(判定の業務)

- 第4条 甲が行う判定の業務は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する判定の業務のうち、業務規程第7条に定める判定の業務とする。
- 2 甲は、業務規程により判定の業務を行う。

(判定の業務を行う時間及び休日)

- 第5条 甲が、判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
- (午前12時から午後1時までは休憩時間)
- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。
- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- 3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合においては、前2項によらないことができる。

(判定の期間等)

- 第6条 第2条の受付書を交付し、契約が締結された日をもって、法第18条の2第3項の規定によって読み替え適用される法第18条第7項に定める「判定を求められた日」とする。
- 2 甲が、乙に業務規程第11条第2項に定める判定用提出図書等の補正を求めた場合には、乙からの補正後の判定用提出図書等を受領した日をもって前項の「判定を求められた日」とする。
- 3 甲は、乙から依頼された判定の業務を、「判定を求められた日」より14日以内に遂行し、業務規程第17条に定める構造計算適合性判定結果通知書（以下「判定結果通知書」という。）を乙に交付する。ただし、期日の算定にあたっては、受付日及び前条に掲げる休日は当該期間に算入せず、また、その期間の末日が休日に該当する場合は、その翌日をもって満了日とする。
- 4 甲は、業務規程第18条に定める場合において、期間内に判定結果通知書を交付でき

ない合理的な理由があるときは、前項の規定によらずその期間を延長することができる。なお、この場合の延長期間は35日以内とする。

- 5 甲は、天災地変その他の不可抗力（輸送機関の事故等を含む。）によって、前2項に定める期日までに判定結果通知書を交付できない場合は、前項によらず、その理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 6 前2項の場合、甲が業務期日を延期したことによって乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

（判定の業務の依頼等）

第7条 判定の業務に係る依頼手続き等は、業務規程による。

- 2 甲は、依頼のあった建築物の計画が大幅に変更されたと認める場合は、乙に対し、当該判定用提出図書等を取下げ、別件として新たな申請を行うよう求めることができる。
- 3 乙は、甲より前項の規定に基づく求めがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

（手数料の収納等）

第8条 乙は、甲が定めた手数料を、甲の正当な請求書を受理した日から30日以内に甲が指定する銀行へ振込みにより納入しなければならない。この場合における振込み費用等の納入に係る費用は、乙の負担によるものとする。

- 2 甲は、乙が前項の支払期限までに手数料を支払わないときは、遅滞1日につき当該業務に係る手数料の金額に遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で算出する遅延損害金を請求できるものとする。ただし、乙が甲に乙の責を負わない旨を申し出て、甲が認める場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定は、甲及び乙でその納入方法等を別に定めた場合は、適用しない。
- 4 甲は、前2項の規定により収納した手数料は、返還しない。ただし、第10条第2項に該当する場合は、この限りでない。

第3章 契約の解除等

（甲の解約権等）

第9条 甲は、乙がこの約款に違反していることにつき、甲が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合、書面をもって乙に通知することにより契約を解除することができる。この場合において、甲は、契約解除に伴う損害を受けた場合は、その賠償を乙に求めることができる。なお、乙は、契約解除による損害を甲に請求できない。

（乙の解約権等）

第10条 乙は、甲が第4条に掲げる業務を完了しない期間中は、判定用提出図書等を取り下げる旨の書面による取下通知書を甲に提出することにより契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、既に支払った手数料の返還及び契約解除に伴う損害を受けた場合における賠償を求めることができない。なお、甲は、この契約解除による損害を乙に請求できる。

- 2 乙は、次の各号に定める事由が生じた場合は、書面をもって甲に通知することにより契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、既に支払った手数料の返還及び契約解除に伴う損害を受けた場合における賠償を求めることができる。なお、甲は、この契約解除による損害を乙に請求できない。
 - (1) 甲が正当な理由なく、第6条に規定する期間内に業務を完了せず、また、その見

込みがない場合

(2) 甲がこの約款に違反していることにつき、乙が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合

3 乙は、判定結果通知書の交付を受けた後において甲の判定の判断に誤りを発見したときは、甲に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであると甲が証明したときは、この限りではない。

(1) 乙が法第18条の3第1項に規定する確認検査等に関する指針に従って審査を行わなかったこと、その他乙の責に帰すべき事由

(2) 判定の業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと

(3) 前各号のほか、甲の責に帰することができない事由

4 前項の請求は、判定結果通知書の交付日から5年以内に行わなければならない。

5 乙は、判定結果通知書の交付の際に甲の判定の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を甲による判定結果通知書の交付日から6月以内に甲に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、甲がその誤りがあることを知っていたときは、この限りではない。

6 第3項による乙の請求額の上限は、150百万円とする。

(甲の免責)

第11条 甲は、甲の行う判定の業務に関し、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

(1) 乙の提出した判定用提出図書等に虚偽の記載があり、それに基づいて業務を遂行した場合

(2) 甲による故意又は重大な過失がない場合

2 甲は、甲が行う判定の業務に係る対象建築物が法その他の法令に適合することについて保証しない。ただし、判定の業務に係る部分を除く。

第4章 雑則

(個人情報及び秘密情報)

第12条 甲は、業務上知り得た乙及び乙が依頼した建築物に係る個人情報並びに秘密情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、判定の業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

2 甲は、判定の業務に関して知り得た個人情報並びに秘密情報の適切な管理のため必要な措置を講ずる。また、この契約の終了後においても同様とする。

(別途協議)

第13条 この約款に定めのない事項又はこの約款に規定されている事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に則り協議して定める。

(準拠法と紛争の解決)

第14条 この約款は、日本国法に準拠するものとする。

2 この約款に関する一切の紛争に関しては、地方法務局横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 1 この約款は、平成 19 年 6 月 20 日より施行する。
- 2 この約款は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。